

JRPS 会報誌（第3回）

障害年金には2種類の請求方法があり、それらは認定日請求と事後重症請求とよばれています。

前々回お伝えしましたように、障害年金を請求するにあたっては初診日が非常に重要です。そして、この初診日から「1年半経過後3ヶ月以内」を障害認定日といいます。障害の診査を初めて受けることができる日という意味です。例外はいくつかあるものの、初診日から1年半までは待期期間のようなもので障害年金の手続きはできません。この障害認定日時点で障害年金制度を知つていれば、遅滞なく手続きをすることができるわけですが、多くの方たちはそれを知らず数年が経過してしまっていることが多いのです。

しかしそのような場合であっても、その障害認定日時点の検査結果等をもとに当時の状態が記載された診断書を用意できれば、そこへさかのぼって（時効があり最大5年）障害年金を受給することができます。

しかしながら、当時の病院がすでに廃院していたり、病院は存在していてもカルテが廃棄（最後の受診から原則5年で廃棄）されていたり、そもそも障害認定日時点では受診自体がなかったりし、当時の診断書を用意できない場合も多々あります。

そんな場合はもう一つの請求方法である事後重症請求に切り替えます。これは、現在の状態を診断書に記載してもらい、提出した翌月、つまり過去にはさかのぼらず、今後未来に向かってのみ障害年金を受給する方法です。

これらを踏まえて、今回お伝えしたいのは障害年金には年齢制限があるということです。障害年金の手続きはズバリ65歳までです。厳密にいと、65歳の誕生日前々日までに受付を済ませなければいけません。

ただし、認定日請求に限っては65歳以降も可能なのです。逆の言い方をすれば、65歳以上の方が障害年金を請求したい場合は、認定日請求しか方法がないということになります。

つまり、初診日から1年半経過後3ヶ月以内の診断書を用意できるか否かが重要になるわけですが、初診日が数十年も前というようなケースでは当時の診断書を準備できる可能性がぐっと低くなってしまいます。65歳以上の方が初めて障害年金を請求する場合、たとえ今現在は明らかに障害等級に該当していても、重要なのはいまではなく過去なのです。

どのような事項においても例外というものは存在します。この65歳以降に初めて障害年金を請求するということに関しても、あらゆるケースが想定されるため、上記のように原則には当てはまらないケースも散見されます。ですので、まずは行政機関や専門家に相談することをおすすめします。

次回は、すでに障害年金を受給している方がさらに障害の程度が重くなった時にどうするか。また、65歳を迎える自身の老齢年金の権利を得た時には障害年金はどうなるのかを解説したいと思います。